

管理コード	承認事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・制度創設に係る規制の特例措置の要否(名称)	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	提出の要否	提案の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「特例の内容の要請」の要請し	「特例の内容の要請」の要請し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の発祥・関係府庁
0720010	酒類の製造免許の特例(最低製造数量基準の緩和)	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品別別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄警察局長の免許を受けなければならない。 一般酒類の製造場は、製造場の面積が一定(面積は600平方メートル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。		既に製造免許を有する者が、酒税法第10条第1項第1号附則の規定に該当する範囲で、新規に製造免許を申請する場合、酒税法第7条第2項において定める製造場面積の要件を緩和し、また、製造場の所在地の所轄警察局長の免許を受けなければならないが、一年間の酒類製造数量基準が一定に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 一方を減じて、製造場面積における交通人口等の拡大を促して地域の活性化を図るため、既に製造免許を有している者が、同一市内の換装等を利用して新たに製造場を設ける場合、製造場面積の要件を適用しないよう要件の緩和を求める。	地域のコミュニティの中心であった旧市街施設を再利用し、酒類の製造工場を行うことで体系的に酒類製造業の発展を促す。また、地域活性化を図るため、酒類の製造工場を既存の建物を活用して再活用し、新たな地域の交流拠点として再生する。具体的には既存の製造場における仕込み時間と生産には異なる条件に合わせた製造量を許可し、このほか地域の活性化を図るため、酒類の製造工場を既存の建物を活用して再活用し、新たな地域の交流拠点として再生する。具体的には既存の製造場における仕込み時間と生産には異なる条件に合わせた製造量を許可し、このほか地域の活性化を図るため、酒類の製造工場を既存の建物を活用して再活用し、新たな地域の交流拠点として再生する。	C			酒類の製造業者は、所轄の警察にかけられなく酒類を製造する必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に課税される程度の製造場であることが必要である。したがって、酒類の製造場が製造場ごとに課税される水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。今回の提案は「酒類の製造」を認めているのではなく、酒類製造業を認めている者が酒類製造業を営むための最低製造数量基準を緩和することによって、酒類の製造業者の負担を軽減し、酒類の製造業の発展を促すこととする。	C	前回の回答で述べたとおり、酒類の製造業者は、所轄の警察にかけられなく酒類を製造する必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に課税される程度の製造場であることが必要である。したがって、酒類の製造場が製造場ごとに課税される水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。今回の提案は「酒類の製造」を認めているのではなく、酒類製造業を認めている者が酒類製造業を営むための最低製造数量基準を緩和することによって、酒類の製造業者の負担を軽減し、酒類の製造業の発展を促すこととする。		前回の回答で述べたとおり、酒類の製造業者は、所轄の警察にかけられなく酒類を製造する必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に課税される程度の製造場であることが必要である。したがって、酒類の製造場が製造場ごとに課税される水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。今回の提案は「酒類の製造」を認めているのではなく、酒類製造業を認めている者が酒類製造業を営むための最低製造数量基準を緩和することによって、酒類の製造業者の負担を軽減し、酒類の製造業の発展を促すこととする。			106	三好市	徳島県	財務省
0720020	特産酒類の製造業要件の特例(最低製造数量基準の緩和)	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品別別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄警察局長の免許を受けなければならない。 一般酒類の製造場は、製造場の面積が一定(面積は600平方メートル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。		地域の特産品として特産酒(ビール)を製造しようとする者、そのほか地域で採れた物を加工して製造しようとする酒類の品別別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄警察局長の免許を受けなければならない。 一般酒類の製造場は、製造場の面積が一定(面積は600平方メートル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	【製造内容】 地域で採れた自然素材を加工して製造する特産酒類の特産品として、地域の活性化に資するため、その製造工場に必要となる最低面積700平方メートルの要件を緩和し、また、製造場の所在地の所轄警察局長の免許を受けなければならないが、一年間の酒類製造数量基準が一定に達しない場合には、製造免許を受けることができない。 【提案理由】 酒類の製造業者は、所轄の警察にかけられなく酒類を製造する必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に課税される程度の製造場であることが必要である。したがって、酒類の製造場が製造場ごとに課税される水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。今回の提案は「酒類の製造」を認めているのではなく、酒類製造業を認めている者が酒類製造業を営むための最低製造数量基準を緩和することによって、酒類の製造業者の負担を軽減し、酒類の製造業の発展を促すこととする。	C			酒類の製造業者は、所轄の警察にかけられなく酒類を製造する必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に課税される程度の製造場であることが必要である。したがって、酒類の製造場が製造場ごとに課税される水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。今回の提案は「酒類の製造」を認めているのではなく、酒類製造業を認めている者が酒類製造業を営むための最低製造数量基準を緩和することによって、酒類の製造業者の負担を軽減し、酒類の製造業の発展を促すこととする。	C	今回の提案は「酒類の製造」を認めているのではなく、酒類製造業を認めている者が酒類製造業を営むための最低製造数量基準を緩和することによって、酒類の製造業者の負担を軽減し、酒類の製造業の発展を促すこととする。		前回の回答で述べたとおり、酒類の製造業者は、所轄の警察にかけられなく酒類を製造する必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に課税される程度の製造場であることが必要である。したがって、酒類の製造場が製造場ごとに課税される水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。今回の提案は「酒類の製造」を認めているのではなく、酒類製造業を認めている者が酒類製造業を営むための最低製造数量基準を緩和することによって、酒類の製造業者の負担を軽減し、酒類の製造業の発展を促すこととする。			107	三好市	徳島県	財務省
0720030	たばこの製造要件の特例(別み体積について)	たばこ事業法第9条	製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。		たばこの製造(生産)を行う者は、製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。	三好市では、同業法第10条に規定される製造たばこの製造(生産)を行う者は、製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。 【提案理由】 製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。また、製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。 【提案内容】 製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。また、製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。	C			製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。また、製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。	C			製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。また、製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。			108	三好市	徳島県	財務省
0720040	たばこの製造要件の特例(「J」への製造委託)	たばこ事業法第9条	製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。		製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。	三好市では、同業法第10条に規定される製造たばこの製造(生産)を行う者は、製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。 【提案理由】 製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。また、製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。 【提案内容】 製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。また、製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。	C			製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。また、製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。	C			製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。また、製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が発行すれば、製造してはならない。			109	三好市	徳島県	財務省